

「くるみ」の表示の義務化

食物アレルギーの表示には、表示を義務付けられたもの（特定原材料）と表示を奨励されるもの（特定原材料に準ずるもの）があります。

これまで「くるみ」は表示を奨励されるものでしたが、令和5年3月9日から表示を義務付けられる特定原材料に変更されました。まだ対応していない方は、経過措置が終了する令和7年3月31日までに表示の切替えを行う必要があります。

アレルギー表示対象品目



表示を義務付けられたもの （特定原材料）

8品目

えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）



表示を奨励されるもの （特定原材料に準ずるもの）

20品目

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

担当：泉区保健福祉センター衛生課（泉区役所東庁舎4階）
電話：022-372-3111（内線6721～6723）
FAX：022-372-3522